宇土市告示第１４７号

宇土市障害者やむを得ない事由による措置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和８年１１月６日

宇土市長　光　井　正　吾

宇土市障害者やむを得ない事由による措置要綱の一部を改正する要綱

宇土市障害者やむを得ない事由による措置要綱（平成２５年告示第３５号）の一部を次のように改正する。

第３条中第１９号を第２０号とし、第１１号から第１８号までを１号ずつ繰り下げ、第１０号の次に次の１号を加える。

(11)　就労選択支援

附　則

この要綱は、令和８年１１月６日から施行し、令和７年１０月１日から適用する。